

厚生労働省カリキュラム準拠 要約筆記者養成テキスト
正 誤 表

(一社) 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会
(特非) 全国要約筆記問題研究会

下記の通り、誤記がありましたのでお詫びして訂正いたします。

初版をお持ちのかた：①、②とも訂正をお願いいたします。

第2刷、第3刷をお持ちのかた：②の訂正をお願いいたします。

①第2刷で修正済み 【上巻】

	正誤箇所	誤	正
P. 9	【1】 1. (2)	耳かけ形聴器	耳かけ形補聴器

第2刷で修正済み 【下巻】

	正誤箇所	誤	正
P. 35	図13 下から2行目	()	(●)

②【上巻】

	正誤箇所	誤	正
P. 5		<p>オーディオグラムは 5 dB単位の表示だが、点の位置がずれています。</p> <p>※下記の図を切り取ってお使いください。</p>	

P. 9	【1】 1. (1)	ポケット <u>形</u> 補聴器 (箱形補聴器)	ポケット <u>型</u> 補聴器 (箱型補聴器)
P. 9	【1】 1. (2)	耳かけ <u>形</u> 補聴器	耳かけ <u>型</u> 補聴器
P. 9	【1】 1. (3)	耳あな <u>形</u> 補聴器	耳あな <u>型</u> 補聴器
<p>※補聴器の「型」の表記については、さまざまな表記がありましたが、現在は補聴器工業会や補聴器販売店協会などでも「型」に統一されています。厚労省から「薬事法上の定義を改定する通知」等が出され、その中で「型」が使用されているため、法律に合わせる形で統一が図られているものです。</p>			
P. 30	【3】送りがな 5行目	「軽べつ (蔑)」	「混とん (沌)」 ※「軽べつ」で、混ぜ書きの説明がされているが、2011年、「蔑」は常用漢字になっているため。
P. 31	下から4行目	少 <u>なめ</u>	少 <u>なめ</u> ※「め」が接尾語のため
P. 52	【1】6行目	<u>狭</u> 雑物	<u>夾</u> 雑物
P. 90	【2】自立支援給付と地域生活支援事業の枠組み 3行目～	一方、「訓練等給付」は <u>まさに</u> 「障害に固有のサービス」で、市町村の判断により、 <u>原則として</u> 希望者全員に提供されます。 <u>この2種類を合わせて</u> 「自立支援給付」と呼び、	一方、「訓練等給付」は「障害に固有のサービス」で、市町村の判断により、 <u>原則、希望者全員</u> に提供されます。「 <u>自立支援医療</u> 」「 <u>補装具</u> 」を含めて「自立支援給付」と <u>呼ばれ</u> 、
P. 94	欄外	1966年国際人権規約 (A <u>自由権</u>)	1966年国際人権規約 (A <u>社会権</u>)
P. 94	欄外	1966年国際人権規約 (B <u>社会権</u>)	1966年国際人権規約 (B <u>自由権</u>)
P. 95	【3】日本の取り組み 1行目～	条約の内容と <u>矛盾する国内法の整備</u> が緊急の課題となります。	条約の内容と <u>矛盾しないよう国内法を整備</u> することが緊急の課題となります。
P. 96	関連団体 9つ目	<u>社団法人</u> 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 (略称：全難聴)	<u>一般社団法人</u> 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 (略称：全難聴)

P. 99		<u>1977年</u> 要約筆記研究叢書	<u>1978年要約筆記研究叢書1巻</u> <u>1979年要約筆記研究叢書2巻</u> <u>1980年要約筆記研究叢書3巻</u>
P. 99		1978年聴覚障害関連 「 <u>たちあがる難聴者</u> 」	1978年聴覚障害関連 「 <u>立ちあがる難聴者</u> 」
P. 104	奥付	<u>社団法人</u> 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会（全難聴）	<u>一般社団法人</u> 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会（全難聴）

【下巻】

	正誤箇所	誤	正
P. 16	I 文章要約における要約6行目	前 <u>章</u>	前 <u>講</u>
P. 104	奥付	<u>社団法人</u> 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会（全難聴）	<u>一般社団法人</u> 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会（全難聴）